

議案第二十二号

三朝町保育所の設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり三朝町保育所の設置及び管理に関する条例を制定することについて、

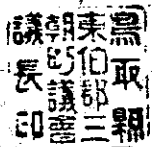
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月拾日 議案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町 保育所の設置及び管理に関する条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)の規定により町が設置する保育所の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 町立保育所(以下「保育所」という。)を別表のとおり設置する。

(措置児童以外の児童の取扱)

第三条 保育所に、法第二十四条の規定により措置する児童(以下「措置児童」という。)を入所させて、なお定員に余裕のある場合においては、保護者の委託をうけて措置児童以外の児童を入所させることができる。

第九編 社会福祉 (保育所の設置及び管理に関する条例)

せることができる。

(保育料の徴収)

第四条 前条により入所させた児童に係る保育所の利用については、使用料を徴収することができる。

2 前項の使用料の額は、措置児童の保育単価に相当する額とする。

(規則への委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、町立保育所の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町保育所 条例の廃止)

2 三朝町保育所 条例(昭和三十三年三月十九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例により設置された保育所は、この条例による保育所となり、同一性をもって存続するものとする。

(鳥中X)

別表

名称	位	員
三朝保育園	三朝町大字山田六百八番地	八五人
三徳保育園	三朝町大字片柴千六十一番地	四〇人
小鹿保育園	三朝町大字東小鹿千五百六十九番地	三五人
費茂保育園	三朝町大字本泉二百五十番地	六〇人
竹田保育園	三朝町大字穴籠二百十七番地の三	五〇人
へき地高勢保育園	三朝町大字小河内九百七十二番地の二	三〇人
		定員